

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)4A-1-1(6E)点検において、補機用遮断器より異音が確認されたため、当該ユニットを予備と交換。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	プロセス放射線モニター系廃棄物処理補機冷却系冷却水放射線モニターにおいて、指示変動により放射能高警報の頻発が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。 なお、放射能濃度上昇に影響する設備の不具合はない。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置用空気圧縮機(B)排水弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、当該弁の前弁を「閉」にて排水は停止。	GIII	
4	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却系熱交換器(C)貝殻除去装置排水弁において、シート部に漏えい(非放射性)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	